

男鹿市 公 告 第 1 号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

男鹿市大字船越の一部（八郎谷地の一部）の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
2. 閲覧期間 令和5年 1月13日から
20日間
令和5年 2月 2日まで
3. 閲覧場所 男鹿市役所総務企画部財政課
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
5. 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中毎日9時から17時まで行うこととする。

令和5年 1月11日

男鹿市長 菅原 広二